

# 仲間川地区保全利用協定

共通フォーム 「保全利用協定申請書」

申請フォームNo.1 「保全利用協定締結事業者一覧」

申請フォームNo.2 「活動内容と今後の展望」

申請フォームNo.3 「配慮すべき項目」

申請フォームNo.4 「運用上の取り決め」

参考フォームNo.1 「協定区域の概要と利用現況」

参考フォームNo.2 「同意書」

参考フォームNo.3 「話し合い記録」別紙添付

報告フォーム 「協定区域のフィールド観察記録」別紙添付

## 共通フォーム「保全利用協定申請書」

沖縄県県知事 殿

保全利用協定について、( 新規・変更・報告 **更新**  ※いずれかに○ ) 手続きをいたしたく、締結事業者を代表して申請いたします。

### 整理番号（事務局使用欄）

|        |   |
|--------|---|
| 協定の名称  | 仲間川地区保全利用協定                               |
| 協定区域   | 仲間川及び周辺の森林（自然休養林「仲間川地区」と森林生態系保護地域保存地区を含む） |
| 有効期間   | 令和 6 年 4 月 1 日 ~ 令和 11 年 3 月 31 日         |
| 代表事業者名 | 仲間川地区保全利用協定締結代表事業者 西表島交通株式会社              |
| 代表者名   | 代表取締役 玉盛雅治                                |
| 連絡先    | 〒907-1434<br>沖縄県八重山郡竹富町字南風見201番地          |
|        | Tel 0980(85)5304                          |
|        | Fax 0980(85)5307                          |
|        | E-mail nhigashi@iriomote.com (事務局： 東 直矢)  |

令和 6 年 6 月 30 日

住 所 〒907-1434 沖縄県八重山郡竹富町字南風見201番地

仲間川地区保全利用協定締結代表事業者  
代表事業者名称及び代表者名 西表島交通株式会社 代表取締役 玉盛雅治 印

申請フォームNo.1 「保全利用協定締結事業者一覧」

代表事業者を含む締結事業者についてご記入ください。

| 番号 | 事業者名                               | 連絡先住所  |
|----|------------------------------------|--|
| 1  | 西表島交通株式会社<br>( 玉盛 雅治 印 )           | 〒907-1434<br>沖縄県八重山郡竹富町字南風見201<br>TEL 0980-85-5304       |
| 2  | マリンレジャー金盛<br>( 金盛 良克 印 )           | 〒907-1433<br>沖縄県八重山郡竹富町字南風見仲29-28<br>TEL 0980-85-5378    |
| 3  | とんとんみー <sup>1</sup><br>( 余語 晶子 印 ) | 〒907-1434<br>沖縄県八重山郡竹富町字南風見 201-216<br>TEL 090-6195-4240 |
| 4  | シーカヤックツアーハイツ(くらげ)<br>( 金田 克己 印 )   | 〒907-1434<br>沖縄県八重山郡竹富町字南風見50-124<br>TEL 0980-85-5493    |
| 5  | 西表島ツアーガイド カラカラ<br>( 岸本 望 印 )       | 〒907-1434<br>沖縄県八重山郡竹富町字南風見201-77<br>TEL 0980-85-5288    |
| 6  | 晴々(はるばる)<br>( 上條 晴彦 印 )            | 〒907-1434<br>沖縄県八重山郡竹富町字南風見508-90A-1<br>TEL 0980-85-5222 |
| 7  | 西表島SUPツアーニガフ<br>( 佐藤 剛 印 )         | 〒907-1434<br>沖縄県八重山郡竹富町字南風見508-90<br>TEL 0980-85-5502    |
| 8  | シーコンパス<br>( 稲葉 敏和 印 )              | 〒907-1433<br>沖縄県八重山郡竹富町字南風見仲36-31<br>TEL 080-1734-2269   |
| 9  | バジャウトリップ西表フィールドサービス<br>( 赤塚 義之 印 ) | 〒907-1433<br>沖縄県八重山郡竹富町字南風見仲36-8<br>TEL 0980-85-5013     |
| 10 | マヤグスクツアーハイツ<br>( 吉村 鷹亮 印 )         | 〒907-1434<br>沖縄県八重山郡竹富町字南風見508-28<br>TEL 090-1940-6314   |

チェック

認定が取り消される場合は、申請した全ての事業者が締結事業者でなくなることを理解しているとともに、HP上で告知されることを承諾します。

## 申請フォームNo.1 「保全利用協定締結事業者一覧」

代表事業者を含む締結事業者についてご記入ください。

| 番号 | 事業者名                         | 連絡先住所  |
|----|------------------------------|--|
| 11 | ネイチャーズディライト西表<br>( 今村 弘明 印 ) | 〒907-1432<br>沖縄県八重山郡竹富町字古見 186<br>TEL 0980-85-5704 |
| 12 |                              |  |
| 13 |                              |  |
| 14 |                              |  |
| 15 |                              |  |
| 16 |                              |  |
| 17 |                              |  |
| 18 |                              |  |
| 19 |                              |  |
| 20 |                              |  |

### チェック

認定が取り消される場合は、申請した全ての事業者が締結事業者でなくなることを理解しているとともに、HP 上で告知されることを承諾します。

## 申請フォームNo2「活動内容と今後の展望」

具体的な活動内容とフィールド利用にあたっての展望（保全と利用の方向性、それに向けた計画等）を記入してください。

| 項目   | 内 容   |
|------|---|
| 活動内容 | <p>• 動力船での遊覧</p> <p><b>運航区間、使用する船の種類</b></p> <p>西表島交通株式会社：66人乗り（エコ船）1隻、60人乗り（エコ船）7隻<br/>マリンレジャー金盛：72人乗り（エコ船）3隻、70人乗り1隻、61人乗り（エコ船）1隻、46人乗り1隻、39人乗り1隻 27人乗り1隻<br/>11人乗り1隻</p> <p>船の規格は、全長12m程度以内、幅員3.5m程度以内、エンジンは270馬力までとする。</p> <p>エコ船とは、船底の形状を変えて喫水を浅くし、曳き波を減少させるよう改良した船である。</p> <p>運航区間は、大原港及び旧仲間港（西表島交通株式会社）、大原港及び大富港（マリンレジャー金盛）を基点とし、サキシマスオウノキ桟橋まで約7kmの区間、または上流まで約10kmの区間。</p> <p>サキシマスオウノキ桟橋から上流約3kmまでの区間については、年2回程度の航行とし、マングローブ林等環境保護に配慮した航行とすること。</p> <p>• カヌーでの自然観察</p> <p>プログラムで使うフィールドの範囲</p> <p>旧仲間港または大富港を基点とし、干潟、支流、中州、展望台、サキシマスオウノキ桟橋を経由し、上流まで約10kmの区間。</p> <p>※一部森林内での活動を含む</p> |

|                        |   |
|------------------------|---|
| <b>フィールド利用にあたっての展望</b> | <p>仲間川利用における今後の展望</p> <p>私達カヌーガイド、遊覧船ガイド船長はプログラムに参加する人々に、日本一広大なマングローブ林を中心とした亜熱帯域に生息する動植物を紹介しながら、自然の大切さ等、環境保全意識の向上を図っていきたいと思っております。また、その前提としてマングローブ林の保全への取り組みや、地域の方々との意見交換の機会を設けるなど、より地域に根ざした活動を目指します。</p> <p>＜具体的な活動計画＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* &lt;クルーズ・エコトレッキング&gt;通常の遊覧に加え、仲間川展望台とサキシマスオウノキを案内する全行程約2時間のゆったりコース。マングローブ林の役割や大切さ、また保全への取り組み等を参加者に伝え、「仲間川地区保全利用協定」の趣旨や意義を理解してもらう。(西表島交通株式会社)</li> <li>* &lt;レンタルカヌー&gt;は、貸し出し艇数を最大6艇までとし、それ以上の場合はガイドを同行させるものとする。<br/>ガイドが同行しない場合は、必ず利用者に対して仲間川天然保護地域の説明と魚釣り可能範囲の説明、遊覧船とのすれ違い・追い越され方法、保全利用協定の趣旨と配慮事項を伝える。</li> <li>* &lt;操船マニュアル&gt;マングローブ林の倒伏防止などの環境保護や安全のために、巡航速度、徐行区間等、操船マニュアルの見直しを適時行う。</li> <li>* 環境税・入島税などの租税策定状況を見定めながら、保全利用料（プログラム参加者より徴収・活用）の仕組みを検討。</li> <li>* 干潮時の中流域航行回数を減らす為、マングローブ林下流域でのキャノピー（木道遊歩道）建設実現化への行動。</li> </ul> |
|------------------------|---|

### 申請フォームNo.3 「配慮すべき項目（①自然環境）」

①自然環境、②安全管理、③地域への配慮について、具体的な配慮事項を記述してください。協定区域内に、複数の異なる活動がある場合は、その対応についても記載ください。

| 配慮項目  | 内 容  |
|-------|--|
| ①自然環境 | <p>日本最大のマングローブ林を誇る仲間川は、地域の住民、農林漁業者の生活の基盤であり、また年間多くの来訪者を受け入れる観光資源でもある。近年、特に問題とされてきたマングローブ林の倒木への対応を含め、仲間川の持続的な利用と保全を図るため、具体的な配慮事項を以下のとおり定める。</p> <p>■流域設定</p> <p>下流地域：河口と中州の間<br/>中流地域：中州とサキシマスオウノキ桟橋の間<br/>上流地域：サキシマスオウノキ桟橋と上流の間</p> <p>■乗船にあたってツアー参加者に生態系の重要性を十分説明する。</p> <p>マングローブ林の特徴や役割等を参加者に理解してもらう。</p> <p>■マングローブ林倒木への対応</p> <p>既に行っている対応 ⇒ 動力船の曳き波によるマングローブ林への影響の軽減の配慮から、巡航速度を最高20ノット（4000rpm）まで、徐行速度では5ノット（1000rpm）までとする。徐行区間は別紙地図参照。</p> <p>干潮時の対応</p> <p>* 干潮時は曳き波によるマングローブ林への影響が大きい為、出来るだけ運航回数を減らす。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>曳き波の立ちにくい工コ船（大型船）の多用。</li> <li>自然保護のため、エージェントに対して時間の短いコースの変更を要請する。</li> <li>西表島観光コースの行程変更を要請。（仲間川利用の時間帯の変更要請）</li> </ol> <p>■混雑の緩和</p> <p>フィールドでの混雑緩和のために、1時間あたりの使用する船隻数を10隻までとする。（西表島交通株式会社）</p> <p>■サキシマスオウノキ桟橋でのルール</p> <p>サキシマスオウノキの見学は、デッキのみを歩き、柵を越えて森林内に踏み込まないように参加者に呼びかける。</p> <p>■森林生態系保護地域保存地区</p> <p>原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとしているので、キャンプ等のほか登山路以外の立ち入り、体験プログラムとしての猟、魚釣り、植物の採取等を禁止する。</p> <p>■野生生物の生息生育環境への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食器類等を河川や海等で洗わない。</li> <li>野生生物の採集を行わない。</li> <li>入域は原則として日の出から日没までとし、夜間にツアーを行う場合は、野生生物の生息に悪影響を及ぼさないよう特に注意を払う。</li> </ul> |

■ゴミについて

- ・事業者はフィールドにあるゴミを積極的に拾う。
- ・年に数回、事業者合同によるゴミ拾いを行う。

■喫煙に関して

- ・遊覧船乗り場の指定された場所でのみ喫煙可能。(遊覧船)
- ・カヌー参加者にタバコの吸殻をポイ捨てしないように説明し、又携帯用灰皿を所持するように呼びかける。(カヌー)
- ・サキシマスオウノキ周辺では全面禁煙。

■協定区域内において立ち入りを自粛する区域の設定

- ・決められた歩道、登山道以外は立ち入りを禁止する。

■適正なツアーの人数規模

- ・カヌー1パーティ 5艇(ガイド除く) / 入林ガイド1パーティ 8人(ガイド除く)

■遊覧船船長およびカヌープログラムガイドは、上記ルールとマナーを参加者に呼びかける。

### 申請フォームNo.3 「配慮すべき項目（②安全管理）」

| 配慮項目  | 内 容   |
|-------|---|
| ②安全管理 | <p><b>動力船の操行マニュアル（ここには自然環境への配慮も含まれています）</b></p> <p>■乗 船</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボート乗り場では、係の指示に従い、お客様をボートまで誘導する。</li> <li>・乗船の際は、慌てずに一人ずつ順番に乗るようお客様に声をかけると共に、船と岩壁との間に誤って落ちないよう、また、段差でつまずかないよう十分注意を促す。</li> <li>・操船する者は、お客様より先に船に乗り、ハンドルを握る。</li> <li>・人数確認を徹底する。</li> </ul> <p>■離 岸</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お客様が全員着席していることを確認する。</li> <li>・前方、後方、左右、周囲の安全を確かめる。</li> <li>・ゆっくり後進し、安全な場所で方向転換して、徐々に速度を上げる。この時、急激なアクセル操作をしてはいけない。</li> <li>・後進及び方向転換中は、マイクによる説明をしてはいけない。</li> <li>・先に別の船の入港中や離岸中、その他の船は安全な場所で待機すること。</li> </ul> <p>■航 行</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 安全な速力 <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行は、事故が起きないよう安全な速力で行わなければならない。安全な速力とは、視界、潮流、風雨、水深、障害物、他船との関係、自船の状態等を考慮して判断しなければならない。</li> <li>・区間別に定められた航行速度を守って、安全な操船を行うこと。</li> </ul> </li> <li>2 航行時間 <ul style="list-style-type: none"> <li>・サキシマスオウノキまでの航行時間は往復90分以上とし、安全な速力を保ちながら航行する。</li> <li>・潮がかなり引いている時、また、急がなければならない時は、説明する箇所を予め決めておき、最小限度に省略する。但し、この時も、徐行速度区間は必ず守り、それ以外の区間も安全な速力を保ちながら航行すること。</li> </ul> </li> <li>3 巡航速度航行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・巡航速度航行は原則として、下流付近の見通しの良い場所で行う。</li> <li>・エンジン回転数は、4000rpm（20ノット）を超えないようにすること。</li> <li>・巡航速度航行中は危険なので、必ず着席するようお客様にお願いする。もし、巡航速度航行中、席を立っている人を見たら、一度速度を落として、もう一度注意する。</li> <li>・帽子等、風で飛ばされやすい物について、注意を促す。</li> <li>・巡航速度航行中の前方の船との距離は、30メートル以上とるようにすること。</li> </ul> </li> <li>4 徐行速度区間 <ul style="list-style-type: none"> <li>・マーラングミのマングローブ地帯より上流は全て徐行速度航行とする。</li> </ul> </li> </ol> |

## 5 右側通行

- 航行は、右側通行を原則とする。やむを得ず、左側通行を行うときは、他船との関係に十分注意を払うこと。
- カーブでは、右カーブでは小回り、左カーブでは大回りで進入する。

## 6 行き違い

- 行き違いの際は、早めに減速し、大きな曳き波を立てないようにすること。
- 中流では、川の幅も狭くなってくるので、早めに速度を落として行き違いの態勢に入り、蛇行運転をしないように心掛ける。場合によっては、広い場所で一時待機し、相手の船が通り過ぎてから進行する。

## 7 追い越し

- 追い越しは、これを全て禁止とする。

## 8 待 機

- ミーバイ岩付近で、すでに浅い場所に差し掛かっている船があるときは、広い場所で一時待機し、相手の船が通り過ぎてから進行する。

## 9 干潮時の操船

- 干潮時、浅い所を航行する場合はチルトアップを利用して、絶対にエンジンやプロペラを傷めないようにすること。また、浅瀬を無理なスピードで通過しないこと。
- 浅い場所、狭い場所、障害物がある場所等をしっかり把握しておき、コースを間違えないように操船すること。

## 10 干潮時の遊覧

- 干潮時の遊覧は、サキシマスオウノキ桟橋で折り返すのではなく、ミーバイ岩や展望台前の基準を目安として、水位に余裕のある流域内で折り返すこととする。これは、航行中及びサキシマスオウノキ桟橋での乗下船時における参加者の安全確保、負荷の高い干潮時運航からの自然環境保護などを目的とする。

### ■サキシマスオウノキ桟橋での接岸・離岸

- サキシマスオウノキ桟橋が見えてきたら、十分に速度を落とし、接岸態勢に入る。
- 接岸する前に、お客様に、船が完全に接岸して、こちらから指示があるまで席を立たないように注意を促す。もし、立っている人がいた場合には、着席するのを確認するまで接岸してはならない。
- 浮桟橋の為、揺れる事があるので十分注意する。
- 混んでいる時は、お互いに場所を譲り合うようにする。場所によっては、いったん離岸して場所を譲る。先についた船は、上流側に詰める。
- 離岸船がある時は、離岸船を優先させる。場合によっては、下流側の広い場所で待機する。
- 離岸の際は、狭い場所での方向転換になるので、周囲の状況に細心の注意を払って操船する。
- 桟橋に接岸している船の後ろを通過する時は、波の立たないよう静かに通過する。
- 接岸している船は、後方を通過する船舶及びカヌーに配慮して、アクセルを緩めるようとする。

### ■接 岸

- ・港に戻ってきたら、港の手前30メートル付近から速度を緩めて、岸壁まで曳き波を持ってこないようにする。
- ・周囲の状況、潮の流れや風の方向等を確認しながら接岸態勢に入る。
- ・接岸する前に、お客様に、船が完全に接岸して、こちらから指示があるまで席を立たないように注意を促す。もし、立っている人がいた場合には、着席するのを確認するまで接岸してはならない。
- ・接岸の際は、バックギアを利用して速度を落とし、ゆっくりと接岸する。（バックをかけた時、ギアが抜けたり、バックが効かない場合も考えられるので、エンジンを全回転しなくとも停止することができる程度の速度で進入すること）
- ・接岸の際、離岸船がある場合は、離岸船を優先し、その航行を妨げてはならない。

### ■下 船

- ・下船の際は、船が揺れているので足元には十分注意するように声をかけ、速やかに安全に下船させる。
- ・操船する者は、乗船したお客様が全員下船したことを確認してから、最後に下船する。
- ・船内に忘れ物が無いか、確認する。

### ■その他

- ・船内及びサキシマスオウノキ桟橋は禁煙。
- ・ミーバイ岩付近では、浅い場所、岩のある場所をしっかりと把握しておくこと。また、ミーバイ岩の次のカーブにも外側にスロープ状の岩があるので、特に帰りの船は、あまり大回りをしないように注意すること。
- ・展望台前のカーブにも外側に岩があるので、注意すること。
- ・雨天時には、力バーを下ろすので、視界が悪くなり操船が難しくなる。前方及び周囲の状況をよく確認して、十分注意して操船すること。
- ・指定された航路以外を航行してはならない（特に満潮時）。
- ・サキシマスオウノキ桟橋付近は、特に雨の日は足元が滑りやすいので注意を呼びかける。
- ・カヌープログラム時において事故・その他トラブルが発生し、遊覧船に協力を求められた場合、船長は何事にも優先して応援・協力するものとする。

## カヌーを使用したプログラム

### ■情報収集

- ・気象や干満の時間などの情報を常に把握する。
- ・プログラム参加者の年齢や体調などを把握する。

### ■安全管理

- ・プログラムを実施するにあたり、必ず傷害保険へ加入する。
- ・プログラム開始時には、行程説明と安全に関するレクチャーを行う。
- ・プログラム開始時には、必ず十分な準備運動を行う。
- ・プログラム参加者には必ずライフジャケットを着用させる。

- ・ガイドは所定の講習を受講する。
- ・動力船の運航予定を十分に把握し、予め危険を回避するように努める。
- ・動力船が対向してきた場合は、船の曳き波に注意して進む。
- ・動力船が後方から近づいてきたときは、できるだけ端に寄り曳き波に注意しながら停止する。
- ・プログラム時において事故・その他トラブルが発生した場合、遊覧船に救援を要請。

#### ■利用者数制限

干潟などの自然環境保護のため、カヌー利用者数制限を行う。

- ・25名以上のツアーを団体利用とする。
- ・24名以下のツアーを一般利用とする。

#### 1、下流地域

- ・午前と午後それぞれ100名（50艇）を上限とする。
- ・フィールド調整を図るために、団体利用時は各事業者と連絡を取り調整を図る。  
原則として早い受付に優先権。

#### 2、中流地域

- ・団体利用は不可能なエリアである。
- ・1日80艇を上限とする。

#### 3、上流地域

- ・団体利用は不可能なエリアである。
- ・1日65艇を上限とする。

### 申請フォームNo.3 「配慮すべき項目（③地域への配慮）」

| 配慮項目    | 内容   |
|---------|--|
| ③地域への配慮 | <p>■漁業関係者への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・停泊している船舶に対しては曳き波に注意し、最徐行で通過するものとする。</li><li>・川面のカヌーの広がりを防止するよう努め、ガイドはカヌー利用者に周知徹底させる。</li><li>・ガザミ漁の道具について一切触れないものとする。</li></ul> <p>■イノシシ猟への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・イノシシの狩猟期間（11月15日～2月15日）には、仲間川沿いの山には入らない。</li></ul> |

## 申請フォームNo.4 「運用上の取り決め」

下記フォームに従い、運用上の取り決めについて記述してください。

| 取り決め項目                  | 内 容   |
|-------------------------|---|
| <b>フィールドの観察・記録の方法</b>   | <p>動力船を操業する2事業者が適宜フィールドの観察・記録をつける。サキシマスオウノキより上流の観察・記録については、カヌー事業者がお客様を案内時、フィールド観察記録をつける。また、必要に応じて記録写真を撮り、保存する。</p> <p>適宜開催される仲間川地区保全利用協定連絡協議会の会合で、記録情報を共有する。また、緊急の対応を要する事項が発生した場合は緊急会合を開き、検討する。</p> <p>① 定点撮影：3か月毎に実施する</p> |
| <b>新規事業者の協定加入の手続き</b>   | <p>① 仲間川で操業を行う事業者は、保全利用協定の締結を前提とする。新規事業者が協定に加入する場合は、以下の手続きが必要となる。</p> <p>② 新規事業者の協定加入は運営規約第6条に則って行うものとする。</p>   |
| <b>締結事業者による違反行為への対処</b> | <p>① 違反者は、会長がこれを注意する。</p> <p>② 改善が見られない場合は、仲間川地区保全利用協定連絡協議会の話し合いにより、一定期間の操業停止。</p> <p>③ 悪質な違反が続けられた場合は、仲間川地区保全利用協定連絡協議会の話し合いにより、当該事業者の除名手続きを行う。</p>   |
| <b>検討課題が発生した場合の対応</b>   | 仲間川地区保全利用協定連絡協議会の会合で、検討課題を話し合う。   |
| <b>その他</b>              | 地域住民との話し合いの機会を設け、フィールドの観察記録の報告と意見交換を行う。   |